

eラーニングコースを実施するに当たっての留意事項 改訂項目一覧及び適用される訓練科の範囲

別添3

※eラーニングコースを実施するに当たっての留意事項(本文)及び別添について今回、改訂した箇所を赤字とし、時限措置の取扱いについては、黄色のマーカーで記載しています。

文書	番号	改訂箇所	頁	改訂内容	適用される訓練科の範囲
留意事項 (本文)	1	全体	-	平仄の訂正(誤字、表記ゆれ及び参照番号の訂正、文章の平易化等)	令和7年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
	2	オリエンテーションの実施	P17	未受講の習得度確認テストが4ユニット分に達した場合に退校処分とする退校要件が追加となりました。	
	3	受講者が訓練を途中で退校する場合及び受講者を退校処分とする場合の手続き	P30		
	4	習得度確認テスト	P35		
留意事項 (別添)	5	別添3	P63、64	就職支援責任者の変更にあって、予期せぬ疾病、退職等の事象が生じた場合には、変更は可能であるものの、受講者への就職支援の質の維持の観点から、前任の就職支援責任者と同等の者である必要がある旨、追記しました。	
	6	別添13	P104、108、114	未受講の習得度確認テストが4ユニット分に達した場合に退校処分とする退校要件が追加となりました。	
様式	7	実施様式9	P3	未受講の習得度確認テストが4ユニット分に達した場合に退校処分とする退校要件が追加となりました。	
	8	参考様式6	P23		
	9	実施様式8	P136		
	10	様式A-34記入例	P122	「賃金状況」欄について、『未就職』の者(就職コードが『10』の者)は、空欄とする旨追記しました。	